

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月15日（火）、第3回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）、大串内閣府副大臣、尾身総務副大臣、尾崎内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）勝目康君（自民）、土田慎君（自民）、古屋範子君（公明）、西村智奈美君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、浅川義治君（維新）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

勝目康君（自民）

- （1） 靈感商法等の悪質商法への対応に当たっての消費者契約法の課題及びそれへの対応等についての河野国務大臣の認識
- （2） 相談員の質の向上を踏まえた消費生活センターの現状、課題及び今後の方向性
- （3） 消費者ホットライン188の現状、消費者庁による評価及び今後の方針
- （4） P I O - N E Tの更改に当たっての方針
- （5） ステルスマーケティング規制の制度化に向けての今後の見通し

土田慎君（自民）

- （1） 消費者庁の物価関係業務
 - ア 生活関連物資の価格動向把握（物価モニタリング）において顕著な値上がりが見られた場合に消費者庁の取り得る手段
 - イ 国民生活安定緊急措置法等の物価関連3法の内容及び立法背景
 - ウ 「公共料金等の新規設定や変更の協議に当たっての消費者庁における主なチェックポイント」（令和4年8月19日）の発出
 - a チェックポイントと公共料金値上げとの関係
 - b チェックポイントに「賃上げ」を必要項目として掲げていることの妥当性
- （2） 食品ロスの削減
 - ア 近年における食品ロスの状況及び今後の見通し
 - イ 事業系及び家庭系別の食品ロスの状況
 - ウ 2030年までに2000年比半減を目指す削減目標下、家庭系食品ロスの削減目標が31万トンであるのに比べ、事業系食品ロスの削減目標が2万トンと少なくなっている理由

古屋範子君（公明）

旧統一教会問題に関する被害者の救済

- ア 旧統一教会による靈感商法等の被害者救済のため、消費者契約法の改正を早急に図る必要性
- イ 寄附（献金）の悪質な勧誘行為を禁止する新法の方向性
- ウ 相談業務の専門性の強化及び宗教2世等の実態把握の必要性
- エ 旧統一教会に関する問題の解決に向けての河野国務大臣の決意

西村智奈美君（立憲）

- （1） 令和4年9月に北海道で発生したゴーカート体験イベントにおける事故に関し、安全対策に係る法

規制を検討する必要性

(2) 旧統一教会に関する問題

ア 河野国務大臣と被害者との面会

- a 面会の有無とその必要性
- b 被害実態についての認識

イ 提出予定の法律案（消費者契約法関係）

- a 靈感商法に係る取消権（第4条第3項第6号）の規定に「必要不可欠」という文言が使用されることにより、現行よりも取消権の範囲が縮小されるおそれの有無
- b いわゆるつけ込み型勧誘に対する包括的な取消権の導入の必要性
- c マインドコントロール下において、勧誘されなくても寄附（献金）を行う場合の靈感商法に係る取消権規定の適用の有無

ウ 現行の消費者契約法

- a マインドコントロール下という特殊性の下での勧誘に対する立証の困難性についての河野国務大臣の認識
- b 靈感商法に係る取消権の行使事例の有無

エ 今国会において、高額寄附（献金）を禁止する新法の成立の必要性とその提出時期

オ 消費者庁が把握している被害実態についての文化庁への情報提供の有無

カ 令和4年7月8日の安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件以降、消費生活センターの相談窓口の対応改善の有無

キ 旧統一教会に関する問題も消費生活相談の窓口で対応できるよう、保健所、精神保健福祉センターの専門家を含めチームとして相談対応できる体制整備の必要性

吉田統彦君（立憲）

旧統一教会問題に関する被害者救済法案

ア 本15日の与野党協議会における高額寄附（献金）を禁止する新法案提示の有無

イ 今国会の提出・成立に向けた河野国務大臣の決意

ウ 施行時期

エ 消費者被害の報告が少なからずある事業者の実名を直ちに公表する必要性

オ 消費者被害の未然・拡大防止の観点から、消費者庁が早期に国民に対して情報を公表する必要性

カ 高利を謳う破綻商法について、収益に関するエビデンスを提示させる許可制等にする必要性

キ 提出予定の法律案（消費者契約法関係）

- a 契約の取消し期間延長の有無
- b 取消し事由を本質的に改正しなければ取消権の行使は不可能であることの認識
- c 取消し期間延長の根拠
- d 靈感商法に係る取消権（第4条第3項第6号）への親族の生命、身体、財産などに関わる不安をあおる行為の追加の有無
- e 「親族」の範囲及び「不安をあおる行為」の具体的内容

ク 宗教法人法第78条の2第1項に基づく質問権の行使

- a 行使に向けた日程及び行使時期の目途
- b 質問権の行使に当たり、該当すると判断した宗教法人法第78条の2第1項の要件
- c 宗教法人制度の運用に関する調査研究協力者会議で示された質問権行使に関する一般的な基準について、これまでの運用基準の変更の有無
- d 解散命令事由が認められた場合の解散命令請求に向けた日程
- e 解散命令と信教の自由との関係

浅川義治君（維新）

- (1) 生食用のカキの表示の在り方
 - ア 生食用との表示があってもノロウイルスによる食中毒のリスクは排除されていないことについての河野国務大臣の見解
 - イ カキを食べて食中毒の症状が出ている患者に対する臨床現場での対応
 - ウ 河野国務大臣のカキによる食中毒の経験の有無
 - エ ノロウイルスによる食中毒リスクについて広報等を行う必要性
- (2) 商品について虚偽の説明を行い、消費者からのクレームに応じないといった中古車販売におけるトラブル
 - ア 販売業者の対応についての河野国務大臣の見解
 - イ 消費生活センターに相談があった場合の具体的な対応
- (3) 消費者志向経営の推進
 - ア 企業に対して行う消費者庁による支援の内容
 - イ 企業から講師の派遣依頼がなされた場合の消費者庁及び消費生活センターの対応
 - ウ 河野国務大臣が自ら広報を行う必要性

田中健君（国民）

- (1) ゲノム編集技術応用食品
 - ア 表示を義務付ける必要性
 - イ 安全性の基準を日本独自に作る必要性
 - ウ リスクコミュニケーションについて消費者庁がこれまで行った取組及び今後行う取組
- (2) 破綻した暗号資産交換業者F T Xの傘下にあるF T Xジャパン
 - ア 利用者の資産管理の実態及び資産返却に向けた今後の対応策
 - イ トークンエコノミーといった新しい経済と消費者保護のバランスの在り方

本村伸子君（共産）

- (1) 旧統一教会に関する問題
 - ア 消費者担当の政務三役と旧統一教会及び同教会関係団体との関係
 - イ 大串副大臣が旧統一教会と政策協定を取り交わした理由
 - ウ 旧統一教会との関係を断ち切る必要性についての河野国務大臣の見解
 - エ いわゆるつけ込み型勧誘に対する包括的な取消権を設ける必要性
- (2) 会計年度任用職員として働く消費生活相談員
 - ア アンケート調査から伺える相談員の実態に対する河野国務大臣の見解
 - イ 任期の定めのない常勤職員の身分に切り替える必要性
 - ウ 任期の定めのない常勤職員の身分に切り替えるための財源を措置する必要性
 - エ 正規採用されるように河野国務大臣がメッセージを出していく必要性